

第2章 平成23年度の取組と施策の実施状況

1. 幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

取組の柱・取組の方向		頁
(1)	道徳性・社会性の向上	64
■	命を大切にす教育の充実	64
■	社会全体のモラルの向上	66
■	道徳教育の充実	71
■	集団活動や交流活動の推進	73
■	情報モラルの向上	76
(2)	人権教育の推進	80
■	児童生徒への指導の充実	80
■	人権啓発の推進	82
(3)	いじめ・不登校等への対応の充実	84
■	未然防止と早期発見に向けた取組の充実	85
■	相談体制の充実	86
(4)	幼児教育の充実	91
■	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	91
■	幼稚園・保育所等による子育て支援の充実	92
■	幼児期の教育の在り方の検討・策定	93
(5)	福祉教育の推進	94
■	交流・ボランティア活動の推進	94
■	社会福祉に貢献できる人材の育成	95
(6)	安全教育の推進	97
■	実践的な安全教育の充実	97
■	災害発生に備えた人材の育成	98
	効果指標の達成状況	99

(1) 道徳性・社会性の向上

「道徳性・社会性の向上」に向けて取組を推進するには、学校において地域と連携した主体性ある取組を進めるとともに、継続的な啓発活動の展開により、保護者を含めた幅広い県民の方々の参加を呼びかけていく必要がある。

このため、学校においては、家庭や地域と連携して、命の大切さが実感できる教育活動や地域に貢献する活動を展開するとともに、新たに道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」を開設し、各学校での道徳教育の取組などを紹介することにより、家庭・地域・学校が連携して子どもを育てる体制づくりを進めた。

また、9月以降、モラル・マナー向上に向けた教育キャンペーンを展開し、保護者や県民に向けた広報誌や街頭キャンペーンでの啓発など、県関係部局・関係団体と連携し、社会全体のモラルの向上に向けた取組も行った。

このほか、子どもたちがインターネット上の犯罪に巻き込まれる事例が多発していることから、情報モラルの向上も大きな課題となっており、学校や保護者に対して情報モラル教育に関する情報提供や、地域で情報モラルに取り組むボランティアの育成、インターネット掲示板の監視活動などを実施した。

■ 命を大切にす教育の充実

〈主な取組・成果〉

◇ 「命を大切にできる子どもを育む道徳教育」の推進

身近な家族や学校・地域社会など様々な他者とのつながりや体験活動を通して、児童生徒の自他の生命を尊重する心を育成し、道徳教育の一層の拡充を図るため、「命を大切にできる子どもを育む道徳教育の在り方」をテーマにして、推進校(小学校1校、中学校1校)への研究委託を行った。

推進校においては、体験活動・家庭や地域との連携を重視した道徳教育の在り方について研究を深め、次のような成果が報告された。

- ・ 異学年や幼稚園、地域の人たちと豊かにかかわることにより、他の人の思いを受け止めたり、大切にしたり、協力しようとしたりする態度が身に付いた。
- ・ 「生命の尊重」と「尊敬感謝」の2つを道徳の授業の重点内容として設定し、道徳年間指導計画に重点的に位置づけたことが、「命を大切にす心」、「感謝の気持ち」を育むことにつながった。
- ・ 全担任が研究授業を実施し、全職員参加による研究協議会を行ったことが、教師の力量向上につながった。そして、そこで培った授業の組み立て方、適切な教師の働きかけや援助などは、他の授業にも応用することができた。

- ・ 道徳の授業を核として、学活・総合的な学習の時間、行事などを意図的に結びつけて単元構成を工夫して取り組んだことで、人とのかかわりを中心として、生徒の体験活動の中で心の変容を実感できた。また、いのちや生き方にかかわる内容項目を重点化して年間計画に位置づけたことで、自己をじっくりと見つめる機会を保障でき、自己の成長を確認することができた。

また、以上の取組と成果は、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の「研究推進校の取組」で公開し、学校における道徳教育の充実や家庭・地域・学校の子どもたちの心を育む協働体制づくりの一助とすることができた。

◇ 命をはぐくむ推進事業

地域自殺対策緊急強化基金により、地域や家庭において「命をはぐくむ」ことを目的とした、子育て理解促進のためのふれあい体験や、交流会の実施、「親の学びの機会」を保障する取組、子育てに役立つ情報提供等の取組を、子育てネットワーク等家庭教育支援者（団体）と協働して実施した。

- ・「命をはぐくむ」地域で子育て協働事業の委託

委託先：清須市、大口町、常滑市、碧南市、蒲郡市、愛知県国公立幼稚園PTA連絡協議会

- ・「命をはぐくむ」家庭教育支援フォーラムの開催

期日：平成23年11月17日 ウィンクあいち

内容：子育て支援活動事例発表

講演「子育てハッピーアドバイス」

～自己肯定感を育む子育てを考える～

参加者数：178人

地域で子育て協働事業では、委託団体が、行政と子育てネットワーク等の家庭教育支援者（団体）と協働して、子育て支援の方策を模索する事業（家庭教育研修会・子育て相談・親子ふれあいサロン・保育体験・情報提供・中学生と乳幼児とのふれあい体験等）を展開し、家庭教育支援の在り方を追究することができた。



国公立幼稚園PTA連絡協議会
「父親の保育参加」

家庭教育支援フォーラムでは委託6団体が子育て支援事例発表を行った。多くの参加者から「家庭教育支援の在り方がよくわかった」との感想が寄せられるなど、家庭教育支援活動についての理解を深める機会となった。

◇ 私立幼稚園における命を大切にす教育の推進

愛知県私立幼稚園連盟では命を大切にす教育を推進するため、こどもがまんなかプロジェクト推進委員会と環境教育特別委員会を設置して、以下のよう

な事業に取り組んだ。

- ・ こどもがまんなかプロジェクト推進委員会では、「いのちがつながる森づくり～親子で木を育てよう～」を実施し、各園でドングリから植樹にいたる自然体験活動を実施した。幼稚園児による取組、園児と保護者による取組、幼稚園と地域との取組など、幼稚園の地域性・特色に応じた多様性のある取組とした。

また、本事業に関わる教員の資質向上のため、愛・地球博記念公園モリコロパーク『もりの学舎』において教員研修「ドングリ集会」を実施した。

さらに機関紙「どんぐり通信」を全私立幼稚園に発行して啓発に努めた。

- ・ 環境教育特別委員会では、COP10のパートナーシップ事業として行った「子どもたちの生きもの調査－幼児の遊びと生活という視点からの生物多様性」を、理論と実践を兼ね備える環境教育プログラム用の冊子として発刊した。

また公開保育3回を含む「環境（自然）教育研修会」を4回実施し、教員の資質向上に努めた。

さらに、東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所事故を受け、放射能の問題に対して、命を大切にできる教育に連動するものとして認識し、『今、放射能から園児とその家族を守るため、幼稚園にできることは何か』をテーマに「設置者・園長研修会」を実施した。

また、「あいち環境絵本」に協力し、読み聞かせ事業を多くの私立幼稚園で実施した。

＜今後の課題・方向性＞

引き続き「命を大切にできる子どもを育む道徳教育の在り方」をテーマとして取り組むとともに、愛知県道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」などを通じて、推進校の成果を他の学校や家庭・地域へと普及し、学校における道徳教育の推進と家庭・地域・学校が連携し、社会全体で子どもを育てる体制づくりに繋げていく。

また、今後も子育てネットワーカー等の家庭教育支援者（団体）と行政が協働して、地域の子育ての活性化・協働化に取り組んでいく。

■ 社会全体のモラルの向上

＜主な取組・成果＞

◇ 地域協働生徒指導推進事業

県内に12の生徒指導推進地域を設け、各高等学校が核となつて、中学校や地域の関係機関、保護者等と連携を深めながら、いじめや暴力行為、不登

校などの生徒指導上の問題をはじめ、今日的な問題である情報モラルや生徒の道徳性・社会性の向上等、地域の実情に応じたさまざまな取組を行った。

- ・ 年2回、小学校・中学校・高等学校一斉登校指導に取り組んだ地区があった。保護者や地元の警察署、地域補導員にも参加してもらい、登校時の学校周辺や最寄り駅などで、「交通安全と挨拶」の呼びかけ運動を行った。

地域内で、各学校が足並みをそろえて指導する体制ができつつあり、参加している教員、保護者等からも、地域全体で生徒を育てる意識が向上してきているという声が聞かれた。

- ・ 地域内の全中学校・高等学校の生徒と保護者を対象として「自転車の交通マナーに関するアンケート調査」を実施し、調査結果及び分析を「地域のつどい」で研究発表し、取組の成果を地域に還元した地区があった。

調査結果や分析は、各学校や家庭が指導する際に活用できる内容であり、教員からは、説得力のある指導ができるという感想が多くあった。



情報モラル、非行防止などの啓発ポスターや標語の優秀作品を配布

- ・ 児童生徒から交通安全、情報モラル、非行防止などの啓発ポスターや標語を募集し、優秀作品を配布した地区も多くあった。その中でも、生徒が作った標語をポスターにして、名鉄・近鉄の協力を得て、地域内の各駅改札口付近に掲示をしてもらうという取組があった。

登・下校時に児童生徒が目にすることで、マナーに対する意識を向上させることができ、地域の住民や駅の職員からも好評であった。

- ・ A4判リーフレット「中学校へようこそ入学おめでとう」、「高等学校へ入学するみなさんへ」を作成し、地域内の全ての中学校・高等学校の新入生に配布した地区があった。リーフレットには「学校外の相談機関」や「サイバー犯罪の相談窓口」なども掲載し、新入生が新しい環境に適応して充実した学校生活を送ることができる一助とすることができた。

共通のリーフレットの作成は、地域の学校が生徒指導に対して共通認識をもって指導に当たることができると評価されている。

◇ 県広報紙「広報あいち」、保護者向け広報紙「パレット」での啓発

県が毎月第1日曜日に発行している「広報あいち」や、県教育委員会が県内すべての公立小・中・高・特別支援学校（名古屋市を除く）の保護者向けに発行している広報紙「パレット」の特集記事として、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」の策定について掲載した。

具体的には「家庭・地域・学校のチームプレーで子どもはもっと大きくなる。家庭や地域も学びの場。」をテーマとして、アクションプランⅡにおける取組の視点や重点目標を掲載し、「大人が自ら模範となるような行動をしましょう」、「家庭での学習習慣を身に付けさせましょう」、「様々な課題を学び、学んだ成果を生かして課題の解決に向けて取り組みましょう」など、「家庭や地域で取り組んでいただきたいこと」について、県民や保護者に伝えることができた。



◇ 街頭キャンペーンによる「モラル・マナー向上」の啓発

幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上を図るため、「2011 あいち教育キャンペーン」を、PTAや青少年団体、私学関係団体、市町村、学校等と連携して実施し、「モラル・マナーの向上」を呼びかけた。

キャンペーンでは、知事が先頭に立って「ルールやマナーを守って行動することは、社会の一員として、全ての人が心がけなくてはならないことであり、我々大人が、子どもたちに伝えていかななくてはならない最も大切なこと」とキャンペーンの趣旨を訴え、キャンペーン用の帽子・たすきを着用して、啓発用のチラシやグッズを配布した。

関係者が一体となって、直接、歩行者へのチラシ配布や呼びかけを行うことで、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」の取組の視点である家庭・地域・学校の主体性ある取組と連携の強化の重要性や、ルールやマナーを守ることの大切さについて、家庭、地域へ普及していくきっかけとすることができた。



2011 あいち教育キャンペーンの様子

期日：平成23年11月4日（金） 午後5時30分～

場所：栄地下街クリスタル広場等

県出席者：知事、教育委員、教育長、関係部局・課室職員

参加団体：

区 分	団 体 名
社会教育関係団体	愛知県小中学校PTA連絡協議会、 愛知県公立高等学校PTA連合会、 愛知県地域婦人団体連絡協議会
青少年団体	日本ボーイスカウト愛知連盟、 ガールスカウト日本連盟愛知県支部
私立学校	愛知県私学協会、 愛知県私立幼稚園連盟
市町村教育委員会	愛知県都市教育長協議会、 愛知県町村教育長協議会、 名古屋市教育委員会
公立学校	愛知県国公立幼稚園長会 愛知県小中学校長会 愛知県公立高等学校長会

配布対象者数：約500人

◇ 育19キャンペーンと連動した「モラル・マナー向上」の啓発

社会全体で子育てを応援する気運を高めるための取組の一つとして、「子育て応援の日（はぐみんデー）」にちなんで、育児、育成、育休、食育、教育の育と19（イク）をかけて、「育19キャンペーン」と称して街頭啓発活動を実施した。



栄クリスタル広場前の啓発活動



キャンペーンロゴ

キャンペーンでは、県（健康福祉部、県民生活部、産業労働部、農林水産部）と県教育委員会が合同して、歩行者に呼びかけることで、子育て応援、子ども・若者育成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、地産地消の推進といった、県政多方面の取組とあわせて、それらの基盤となる「社会全体のモラル・マナーの向上」について、広く県民に啓発することができた。

期日：平成23年11月18日（金）午前8時から～、午後0時30分～

場所：金山総合駅連絡橋イベント広場、栄地下街クリスタル広場等

参加部局等：健康福祉部、県民生活部、産業労働部、農林水産部、
教育委員会、愛知県少子化対策推進会議構成団体

◇ 青少年育成県民運動の展開

各県民運動を青少年育成県民会議*と連携して実施した。

市町村、学校関係者、PTA、警察、青少年団体等地域を巻き込んだ青少年育成県民運動を展開することにより、多くの県民に青少年健全育成や、非行防止等への取組の重要性を啓発することができた。

県民運動の内容：

- ・子ども・若者育成支援県民運動（強調月間 11月）
街頭啓発、駅前等一斉啓発
- ・「家庭の日*」県民運動（強調月間 2月）
小・中・高校生から啓発ポスターの募集・表彰、入賞作品の展示等
応募数 33,024点
- ・青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（強調月間 夏期7月・8月、冬期12月20日～1月10日）
パトロール、街頭補導、学校周辺クリーン活動

*青少年育成県民会議：

次代を担う青少年の成長を県民総ぐるみで考え行動するため、社団法人青少年育成国民会議に呼応して、愛知県において青少年育成関係機関・団体により組織された会議

*家庭の日：

全国で、毎月第3日曜日を、子どもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえてふれあいを深めていくための日として、「家庭の日」と定めた。

啓発グッズ配布数：

- ・子ども・若者育成支援育成県民運動：
リーフレット 18,500枚 ポケットティッシュ 18,500個
- ・家庭の日：啓発ポスター（生徒の部 特選作品）5,000枚配布、
リーフレット（特選・入選作品）26,700部配布
- ・青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動：
ウェットティッシュ 夏期 8,000個、冬期 5,000個

◇ 「少年の主張」の開催

中学生の社会性と自主性を培うとともに、青少年の健全育成に対する一般の理解を深めるため、中学生が、日ごろの生活を通じて考えていること、実践していることを作文にまとめ広く訴えた。

中学生が、日ごろの生活を通じて考えていること、実践していることを意見や提言にまとめて発表することにより、青少年の自主性や社会性を培うことに十分な効果を上げた。また、県大会には、昨年度を上回る一般の県民の方々に視聴者として参加いただくとともに、県大会発表者の作品を文集にまとめ、作成した発表文集を中学校や図書館に配布することなどにより、青少年の健全育成についての県民意識を高めることにつながることができた。

- ・ 中学校、特別支援学校中学部など 298 校から 54,191 人の応募
- ・ 地区審査およびブロック審査を経て 14 点選出、県大会出場者として決定
- ・ 県大会の開催（瀬戸市文化センター）
- ・ 「最優秀賞」1人、「優秀賞」4人を表彰
これとは別に同じ中学生が最も共感を覚えた「共感賞」を設定
- ・ 視聴者数：1,405人

＜今後の課題・方向性＞

今後は、このような連携・協力の中で培われた県と関係団体、企業などの繋がりを、市町村との役割分担を十分に踏まえながら、地域や学校独自の取組に生かせるように還元していく。

また、ライフステージ間・学校間の接続をより意識した取組を進めていくとともに、「モラル・マナー全般」では幅広く、焦点が絞りきれない感があったため、よりインパクトのある啓発活動を行っていく必要がある。

■ 道徳教育の充実

＜主な取組・成果＞

◇ 心の教育推進活動

5月、11月を強調月間として、市町村教育委員会の指導のもと、全小・中学校において家庭・地域との連携を基盤に、道徳授業の公開・奉仕活動・福祉実践・自然とのふれあい等、創意工夫に満ちた体験活動に取り組んだ。

各学校における取組は、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の「愛知1021校の取組」に掲載し、学校における道徳教育の充実や、家庭・地域・学校の子どもたちの心を育む協働体制づくりの一助とした。

◇ 道徳教育総合推進事業

「公共心を育む道徳教育の在り方」をテーマとして、愛知県道徳教育推進会議*の開催と、推進校（小学校2校、中学校2校）への研究委託を行った。

愛知県道徳教育推進会議においては、子どもたちが周りの人々のために活動することの大切さを知り、進んで集団に寄与しようとする心を育てるための方策を探り、県内に発信した。

推進校においては、家庭・地域との連携や体験活動、各教科との関連付けをもとに、子どもたちの心に響く道徳教育の指導の在り方について研究を深め、次のような成果が報告された。

- ・ 教師が、自主的に研修を行うなどの、指導力向上のための機会を進んでもつようになり、このような教師の意識の変化が、指導に反映し、児童にも変容が見られるようになった。特に集団や社会に対して、主体的に関わ

ろうとする児童が増えてきた。

- ・ 道徳の時間の「かかわり合い」が、各教科等に波及して、多様な「かかわり合い」の様相が生まれた。また、豊かな体験活動を通して、「かかわり合う」から「つながり合う」へと、子どもたちの人間関係が進展する場面も現れてきた。
- ・ 同じ読み物資料による全校道徳の時間の設定により、全校での意見交換が可能となり、道徳の時間の充実につながった。
- ・ 道徳の時間の授業を体験活動と意図的につなげることで、生徒がさらにボランティア活動に積極的に取り組むようになった。また、家庭や地域と連携した教育活動を意図的に組むことで、共に生きる活動を推進することができた。
- ・ 推進校（小学校2校、中学校2校）における意識調査の結果では、「人の役に立つ人間になりたい」と答えた児童生徒の割合が、23年度当初では、小学生95.4%、中学生93.4%だったのに対して、23年度末では、小学生97.0%、中学生95.6%と、いずれも高くなった。

また、以上の取組と成果は、愛知県道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の「研究推進校の取組」で公開し、学校における道徳教育の充実や家庭・地域・学校の子どもたちの心を育む協働体制づくりの一助とした。

* 愛知県道徳教育推進会議：

学校における道徳教育をより効果的に推進するとともに、道徳教育の充実・振興に向けて県民全体で取り組む機運を醸成するために、道徳教育推進への提言、諸事業への指導助言を行う県内各界の委員により組織された会議

◇ 道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の開設

学校における道徳教育の推進と、家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな心を育てる体制づくりをめざして、情報モラル教育専用サイト「i-モラル」を吸収した形で、愛知県教育委員会道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」を、平成24年2月に開設した。

本サイトでは、学校における道徳教育の充実のために「道徳の時間」支援コーナーを設け、各学校がすぐに使える資料や取組を掲載した。また、家庭・地域・学校がそれぞれの立場における教育の特質や関連性を理解しあうためのコーナーとして「愛知1021校の取組」、「県教委・市町村教委の取組」を設けた。

・ 「モラルBOX」のサイト構成：

① 「愛知1021校の取組」

小・中学校における「心の教育推進活動」の取組や、情報モラル教育に関する取組、日頃の生活の中での心温まる出来事や講和など心に残るちょっといい話を掲載。

② 「研究推進校の取組」

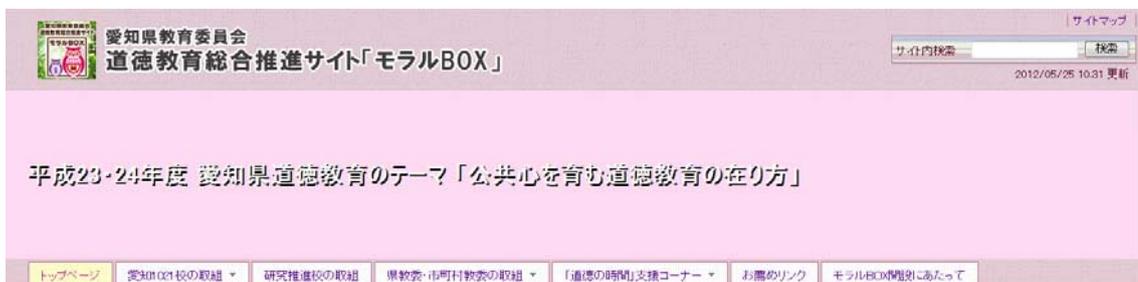
研究推進校の研究成果を掲載。

③「県教委・市町村教委の取組」

愛知県道徳教育推進会議の提言など、県教育委員会の取組や市町村教育委員会の取組を掲載。

④「『道徳の時間』支援コーナー」

学年別・内容項目別の「道徳の時間」指導案や、「道徳の時間」の指導に役立つWebページのリンク集を掲載。



道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」のトップページ（一部）

〈今後の課題・方向性〉

引き続き「公共心を育む道徳教育の在り方」をテーマとして、総合的な道徳教育の推進に取り組んでいく。また、研究推進校の取組にとどまらず、全校における道徳教育の充実を図るため、家庭・地域・学校の協働体制づくりの一助として、愛知県道徳教育推進会議の提言や、各校の道徳教育の方針について、効果的に啓発するリーフレットの作成などを検討していく

また、各小・中学校のホームページに、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」のバナーを設置し、サイトの活用推進に向けて取り組んでいくが、運用開始して間もないことから、より一層のPRを図り、学校だけでなく家庭・地域からの利用を促進して、学校における道徳教育の推進と家庭・地域・学校が連携し社会全体で子どもを育てる体制づくりに繋げていく。

■ 集団活動や交流活動の推進

〈主な取組・成果〉

◇ 地域にはたらきかける学校づくり推進事業

子どもたちの「生きる力」を育む場としての学校（園）づくりを推進し、学校の一層の活性化を目指した。

指定園・校は、家庭や地域社会の願いを取り込みながら独自の豊かな活動を創造し、地域に貢献したり、地域の要望に応えたりする活動を通して、地域の人々との関わり深め、地域との絆づくりに努めた。

実践指定園・校：幼稚園2園、小学校6校、中学校4校

具体的な実践例：

幼稚園：園の行事に地域の方を招待して歌や楽器演奏を披露、デイサービスセンターとの交流活動

小学校：高齢者との触れ合い、福祉施設訪問、地域のリサイクル活動への参加、河川の美化活動、地域の伝統行事を学び共に活動

中学校：地域環境美化、ボランティア活動、老人福祉施設訪問、家庭科で作成した玩具をもって保育所訪問



手作業での収穫体験



コンサートでの和太鼓の共演

各実践園・校において、地域環境・自然環境に貢献する活動、地域の福祉に貢献する活動、地域の伝統文化・行事に貢献する活動等が積極的に実施され、「地域の人々から温かい言葉、感謝の手紙をいただいた」、「活動を通して、改めて地域のよさを再確認した」など報告があり、学校を発信源としたこの事業が、子どもたちの地域の一員として自覚を一層高めるとともに、特色ある学校づくりの一助となるなど大きな成果があげられた。

◇ 県立学校アクティブチャレンジ事業(再掲)

地域貢献部門の研究校(高等学校8校、特別支援学校2校)において、地域との交流活動等を通して、ボランティア活動や体験学習等を実施した。

(3(2)に記載)

◇ 青年指導者地域活動促進事業

指導者養成研修である「愛知県青年講座」を修了した青年指導者が、社会教育施設である愛知県青年の家の職員らと協働して、公募によって集まった子どもたちに自然体験などの様々な体験活動を提供する機会を与えた。

参加者：保護者・子ども等 117人

(うち企画運営スタッフ5人、当日運営スタッフ8人、当日ボランティア5人)

青年指導者が、企画運営スタッフ・当日運営スタッフとして、企画段階から県青年の家の自主事業に参画し、当日ボランティアと共に活動したことで、青年指導者の指導力の向上が図られるとともに、指導者同士のネットワーク作りが進み、子どもたちが満足できる体験活動をスムーズに提供することができた。

◇ **演劇などの表現活動を通じたワークショップの実施やプログラムの普及**

子どもの発想力やコミュニケーション能力の育成を図るため、文部科学省の実施する「次代を担う子どもの芸術表現体験事業」のなかで、小学校1校において、児童が優れた舞台芸術の巡回公演等を鑑賞し、文化芸術団体等による実演指導、ワークショップやこれら団体等との共演に参加するとともに、その成果の普及に取り組んだ。

児童と講師が出会う第1回では、「児童と講師がお互いのことを知る」「児童が演劇のメソッドを楽しみながら知る」「シアターゲームという活動を通して児童のコミュニケーション力を引き出す」ことを目標にプログラムを構成し実施した。そして、児童が目標として創り上げる劇『エコパトロール22XX』の一部を講師が上演した。児童は、楽しみながらも劇づくりに必要なことを学んだ。

第2回では、講師の指導のもとで発声練習やシアターゲームを行いながら、劇づくりに必要なノウハウを身に付けていった。また劇のテーマとなる環境問題についてもクラスでディスカッションをして、「生物多様性」「森林伐採」「酸性雨」「ごみ」「水質汚染」と、クラスごとに取り上げる具体的なテーマを決めていった。このテーマを踏まえ、観客に興味をもってもらえるためのストーリーや登場人物などを話し合いながら劇づくりに取り組んでいった。

4回のワークショップを通して、児童は「ことばによる表現」、「ことばを使わない表現」など様々な表現方法を知ることができた。また、クラス全員で一つのことをやり遂げた成就感を味わうことができた。

また、高等学校においては、平成22年度に愛知スーパーハイスクール教育課程部門で研究した「生徒のコミュニケーション能力を高めるための演劇の手法を取り入れた授業」の普及に取り組んだ。

◇ **社会教育施設の運営（再掲）**

青年の家、美浜少年自然の家、旭高原少年自然の家の管理運営を委託し、青少年を始めとする県民の宿泊研修や野外活動の利用に供した。

（4(1)に記載）

・青年の家：

宿泊人員：延 20,938 人 研修室等利用件数：3,506 件

・美浜少年自然の家：

宿泊人員：延 48,140 人 研修室等利用件数：2,770 件

・旭高原少年自然の家：

宿泊人員：延 53,896 人 研修室等利用件数：2,171 件

〈今後の課題・方向性〉

学校（園）から地域への発信ばかりではなく、地域と学校（園）が会議を一緒に開いたりするなど、お互いに意見を出し合って、一体となった集団活動や交流活動を計画・実践していくことが大切であり、取組事例をホームページで発信し、他の学校（園）への広がり支援していく必要がある。

また、子どもたちが地域の様々な世代の方と交流する活動を企画・運営する人材を育成し、地域での活動促進を図っていくため、行政機関や社会教育施設と連携し、青年指導者がより多くの場面で主体的に活動できるような拠点を提供し、今後の自立的な活動につなげていく必要がある。

■ 情報モラルの向上

〈主な取組・成果〉

◇ インターネット利用安全・安心講座の開催

「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年4月施行）の趣旨に基づき警察本部生活安全総務課サイバー犯罪対策室（平成24年4月から組織改正によりサイバー犯罪対策課）に講師を依頼し、42講座（小学校17校、中学校8校、高校13校、一般4講座）10,521人に対して「インターネット利用安全・安心講座」を実施した。

講座のなかで実際に青少年がトラブルに巻き込まれた事例などを児童・生徒に紹介し、注意喚起することで、インターネットの利用時の危険性やルール、マナーを認識させた。

また、保護者に対しても子どもの携帯電話に対するフィルタリング利用の必要性や子どものインターネット利用を管理する必要性の理解を得るなど意識向上を図ることができた。

◇ 青少年育成県民運動と連動した「情報モラルの向上」の啓発

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動の強調月間である7月・8月（夏期）と、12月20日から1月10日（冬期）に、学校関係者、青少年団体関係者、女性団体関係者、少年センター、少年サポートセンターなどが連携して行う街頭啓発活動「愛知青少年サポートパトロール隊（あいち声かけ隊）」と連動して、インターネット利用に関する講演会等を開催することにより、「情報モラルの向上」に向けた啓発を行った。

夏期の県民運動期間中には、保護者、携帯電話事業者、行政などが連携して「青少年の適正なインターネット利用の推進」を図るため、携帯電話会社による青少年の適正なインターネット利用に関する説明会を開催し、参加者との意見交換を行った。

また、冬期の県民運動期間中には、「情報モラル」教育を進めている県教育委員会総合教育センター指導主事が講師となり、「子どもたちのケータイ・インターネットの利用について」と題して、子どもたちの携帯電話の利用状況やサイトの現状についての講演会を開催し、参加者との意見交換を行った。



県民運動（冬季）の講演会

- ・「青少年の適正なインターネット利用に関する説明会」開催
対象：愛知青少年サポートパトロール隊（あいち声かけ隊）
学校関係者、青少年団体関係者、女性団体関係者、少年センター、少年サポートセンター等延べ約 100 人
日時：平成 23 年 7 月 20 日（あいち声かけ隊出発式）
講師：㈱NTTドコモ東海支社 3 人、KDDI ㈱中部総支社及びソフトバンクモバイル(株)から各 1 人
- ・講演会「子どもたちのケータイ・インターネットの利用について」
対象：同上
日時：平成 23 年 12 月 20 日
講師：県教育委員会総合教育センター 指導主事

◇ 情報モラル教育専用サイト「i-モラル」の運用

平成 21 年 6 月に愛知県教育委員会が開設した w e b サイト「i-モラル」を通じて、全小・中学校および高等学校の取組を紹介することにより、情報モラル教育に関して各学校が情報共有を行うとともに、学校や家庭が抱える課題や解決法等、有益な情報を随時提供した。

また、児童生徒の情報通信ネットワークへの関わり方、学校において取り組むべき情報モラル指導をまとめた「情報モラル教育推進の手引」を引き続き、W e b ページに掲載した。

- ・「i-モラル」のサイト構成：
 - ・愛知 1021 校の取組
県内の小・中学校（名古屋市を除く）と県立高校で実践された情報モラルに関する取組を、テキストと写真で紹介。
 - ・市町村教育委員会の取組
情報モラルに関する市町村教育委員会の取組や研修等を紹介。
 - ・情報モラルに関する情報提供
学校、保護者にとって有益な情報や教育委員会の取組を紹介。

「i-モラル」のアクセス数は、開設以来72万件以上（平成24年3月まで）と、非常に多くの教員、保護者、一般県民が閲覧しており、情報モラルに対する関心の高さと情報モラル教育の実践に関する情報不足を示している。情報モラル推進の手引の公開と併せ、これらの人々に対して必要な情報を提供することができた。

◇ 安心ネットインストラクターの養成・ネット見守り隊による監視活動

インターネットや携帯電話の普及に伴い、子どもたちが、パソコンや携帯電話を利用した犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが多発している。

子どもたちを取り巻くネット社会の危険な現状や携帯電話等によるインターネット利用の危険性及び予防策等について、保護者や地域の大人に啓発する「安心ネットインストラクター」の養成を行っている。

養成講座を修了した者は、22年度の修了生と合わせて、23年度には51人となっており、小・中学校、公民館、市民文化会館等を会場に保護者や地域の大人の方々にDVDの視聴、模造紙等を使ったプレゼンテーションなどを内容とした啓発活動を、6月から24年3月までに、計36回、延1,290人に実施した。

講習会に参加した保護者などからは、「インストラクターの方が、保護者の目線で話されたので分かりやすかった」「インターネットの利用の危険性についてよく分かった」「ケータイを購入する時や購入後に子どもとよく話し合うことが大切だと分かった」「携帯初心者の小学生のうちに手を打つことは大切なことだと思った」という感想があった。

また、22年度に愛知県版「ネット見守り隊」養成講座を修了した17人が「ネット見守り隊」として、毎回3人程度のグループをつくり、生涯学習推進センターにおいて、いじめや誹謗中傷といった県内の公立小・中学生（名古屋市を除く。）のインターネット上の書き込みについて監視活動を行った。

「ネット見守り隊」は、5月から24年3月までに、計36回の監視活動を実施し、削除要請したものは8件、経過観察を行うことが必要と思われる内容は599件あった。これらについては、対象の学校をはじめ関係機関などに連絡し、児童生徒への指導に活用することができた。

◇ 専門機関によるネットパトロールの実施

全ての県立学校174校（高等学校149校、特別支援学校25校）を対象として、学校に関するインターネット掲示板等における不適切な書き込み等を検索し、未然にトラブル等を防ぐとともに児童生徒の情報モラルを向上させるため、専門機関によるネットパトロール事業を実施した。パトロールは、生徒に人気のプロフィールサイトやゲームサイト・SNS（ソーシャルネットワークサービス）などを対象に、定期的に検索を行った。

検索した結果、県立学校全174校のうち、86.7%にあたる148校において、合計18,252件の書き込みが検出された。そのうち、「個人情報の流布」が

16,869件で、全体の92.4%にのぼることがわかった。本事業により、各学校が検索結果を参考に指導や対応を行い、児童生徒の情報モラルの向上に努めることができた。

＜今後の課題・方向性＞

子どもたちの情報モラルの向上を図り、適正なインターネット利用の推進を図るため、日々進歩していく新しい機能に対応しながら、サイバー犯罪や携帯電話に詳しい専門機関等による講演・講座の開催や、情報モラル教育に関する各学校の情報共有、「安心ネットインストラクター」による啓発活動などを行い、これらの取組について、保護者が子どもと一緒に考えたり、ルールづくりのきっかけにするためにも、学校だけでなく、未受講の保護者に対して広く呼びかけていく必要がある。

また、ボランティアや専門機関によりネット監視した情報について、教員研修への活用、具体的な事例を用いた啓発活動などに繋げていく必要がある。

なお、情報モラル教育専用サイト「i-モラル」は、道徳教育に関する総合的な情報提供を図るため、平成24年度から道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に統合し、引き続き、学校と家庭・地域が連携して情報モラル教育を推進していく体制づくりを進めていく。

(2) 人権教育の推進

学校教育における人権教育の目標は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、ホームレスなど、社会の中のあらゆる差別をなくすために人権尊重の精神を培い実践的態度を育成することであり、発達段階に応じて、人権の問題に関する正しい認識と理解を深め、基本的人権に対する意識と自覚を高めることである。

このため、学校において、校長講話、講演、映画鑑賞など様々な取組を行うとともに、教職員が人権教育に対する実践的指導力を身に付けることができるよう、参加体験型も含めた研修を計画的・継続的に行った。

また、子どもから大人まで人権に関する正しい知識と感覚を身に付け、人権尊重の精神を日常生活で生かしていくことができるよう、人権啓発のイベントの開催や、ポスター・新聞・ラジオ等を活用した人権意識の啓発、「あいち人権啓発プラザ」を拠点とした様々な啓発活動など、人権啓発の推進に取り組んだ。

■ 児童生徒への指導の充実

<主な取組・成果>

◇ 学校における人権教育の推進

学校において、人権週間（12月4日～10日）を中心に、人権問題に対する理解や認識を深め、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成するために、校長講話、講演、映画鑑賞、人権問題を取り上げた教科等の授業、差別をなくすための特別活動、奉仕活動など様々な取組を行った。

◇ 人権教育に関する教育方法の研究等

学校における人権教育の取組について、家庭や地域へ積極的に情報提供するとともに、保護者や地域の中から講師を招くなど家庭・地域・学校の連携・協力を進めた。

県内においては、人権教育研究委託地区を7地区指定し、人権教育の実践研究を進めるとともに、愛知県人権教育研究会では、実践研究をまとめた紀要を発行し、県内の全小・中学校、市町村教育委員会に配布した。

また、人権教育推進事業では、2つの小学校と1つの中学校区を研究指定校・指定地域として、地域の実情に応じた人権の課題について研究を行い、これを踏まえた教材の作成、配布・普及を行うなど、効果的な学習方法や指導方法の改善に取り組んだ。

◇ 人権教育に関する教職員の研修

人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、教職員の研修を計画的に実施した。

- ・管理職、中堅教員、新採教員、臨時的任用教員、事務局職員など各区分の教職員を対象とした研修における、人権教育をテーマとした講座の開催

受講者数：5,055人（管理職、中堅教員、新採教員、臨時的任用教員、事務局職員の合計）

また、各学校における職場内研修においては、県教育委員会主催の研修会や各種研究会の参加者が研修内容の報告を行ったり、県教育委員会編集の「教員研修の手びき」や「同和問題の正しい理解のために」、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議作成の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」等の指導資料を活用した研修に取り組んだりしながら、人権教育に対する理解の深化に努めた。

初任者研修をはじめとして、教員の職務や経験年数に応じて、同和教育を含めた人権教育の研修を実施し、人権に対する正しい認識と理解が深まった。

参加体験型の研修が少しずつ充実してきており、子どもたちの立場に立った人権研修を行うことにより、教師も自信を持って子どもたちに接することが出来るようになった。

参加者からは、「自分の人権感覚をさらに磨いていく必要があると感じた」「自分が子どもたちに発する言葉について、常に子どもたちの人権を意識して行うことの大切さを感じた」という声が聞かれた。

◇ 社会教育における人権教育

人権に関する学習活動を推進するとともに、必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図るため、市町村教育委員会関係者、小・中学校関係者、社会教育関係者、PTA関係者を対象として、人権教育指導者研修会を開催した。

〔中央研修会〕

日時・会場：

西三河地区	平成23年9月14日（水）	安城市教育センター
東尾張地区	平成23年9月20日（火）	ウイルあいち
東三河地区	平成24年1月13日（金）	蒲郡市民会館
西尾張地区	平成24年1月17日（火）	ウイルあいち

内容：

- ・平成22年度人権教育推進・啓発事業に取り組んだ2市の実践発表
- ・講演会
- ・人権啓発映画鑑賞

参加者数：計735人

[地区研修会]

各教育事務所の計画により、平成23年8月から11月にかけて10会場で開催。

参加者数：計1,186人

また、市町村で県民の人権に関する学習や交流など人権教育の推進に取り組む際の資料として「人権に関する学習をすすめるために」を3,700部作成し、全市町村教育委員会へ送付するとともに、中央研修会及び地区研修会の参加者に配布した。

なお、中央研修会実施後の参加者アンケートでは、「大変有意義」「まあまあ有意義」と回答された参加者の割合は96.7%であった。

<今後の課題・方向性>

引き続き、学校において、教科指導を始め様々な教育活動の中で、人権感覚を養っていく。また、子どもたちと日々接する教職員が人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るための研修を計画的かつ継続的に実施するとともに、すべての教員が実践的指導力を身に付けることができるよう、参加体験型も含めた研修の充実を図っていく。さらに、家庭や地域社会と学校とが連携・協力して、それぞれの教育機能を十分に生かしながら、人権についての正しい認識と深い理解のための教育・啓発活動を充実していく。

■ **人権啓発の推進**

<主な取組・成果>

◇ **人権啓発の推進**

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権啓発行事や指導者研修会を開催するとともに、新聞・ラジオ・駅貼り広告等による啓発や、啓発資料の提供を行った。また、「あいち人権啓発プラザ」を拠点として、人権啓発業務の充実・強化を図った。

- ・人権ハートフルフェスティバルの開催

日 時：平成23年11月27日（日）

場 所：ウインクあいち大ホール

参加者数：637人

テ ー マ：

「助け合い 支え合い 気づき合い」

- ・人権週間広報（12月4日～10日）

ポスター、新聞、ラジオCM、駅貼り広告等により、啓発を実施

・あいち人権啓発プラザの業務

人権に関するパネル展示、人権関係資料の閲覧、人権関連図書・ビデオ等の貸出し

イベント参加者へのアンケートにおいて、「人権啓発イベントへの参加により、参加者自身が、お互いを認め合い、人権を尊重していくきっかけになったと思う。」と回答した割合が89.9%であるなど、人権意識の高揚を図ることができた。

「あいち人権啓発プラザ」については、年度末までに約2,700人の利用があった。また、学校に対してプラザ利用の呼びかけを行った結果、2中学校の生徒が来館し、身近な人権問題に対して興味や関心を持つきっかけを作ることができた。



相手の気持ちで考えること、
それがきっと人権を考えること。

人権週間
12月4日～10日

23年度人権週間ポスター

<今後の課題・方向性>

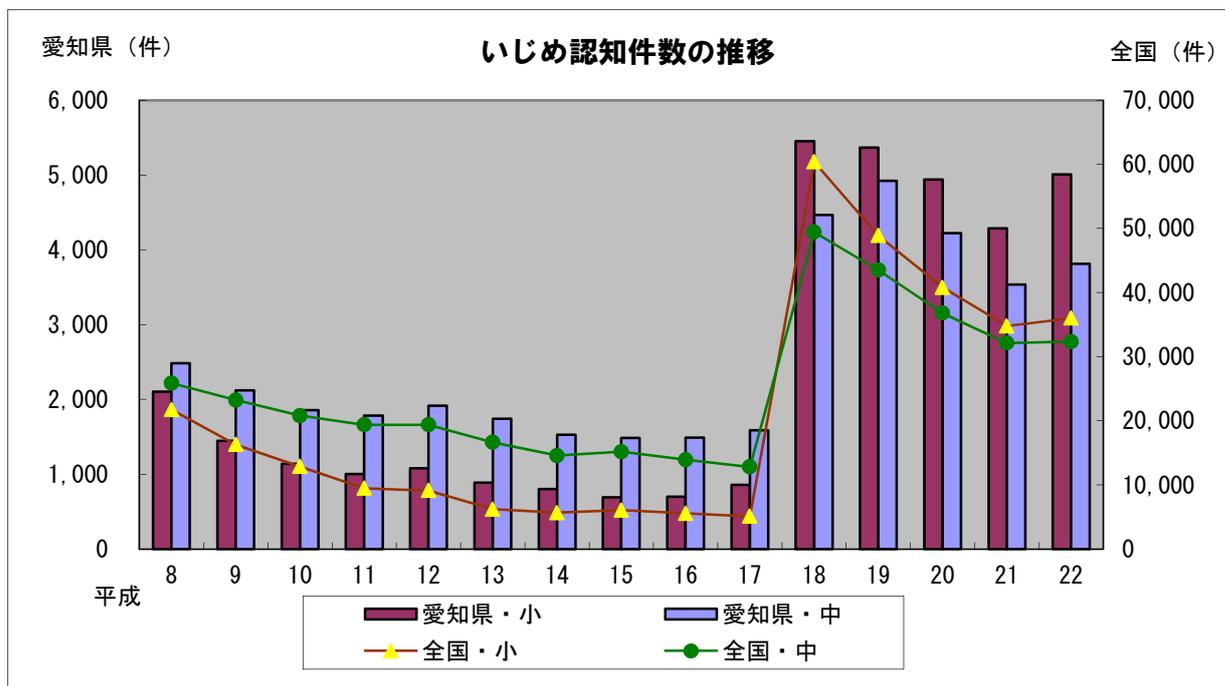
偏見や差別のない愛知の実現を目指して、人権ハートフルフェスティバルの開催、マスコミや広く県民の目に触れる媒体を活用した啓発に加え、「あいち人権啓発プラザ」を拠点とした啓発活動を効果的に行う必要がある。

(3) いじめ・不登校等への対応の充実

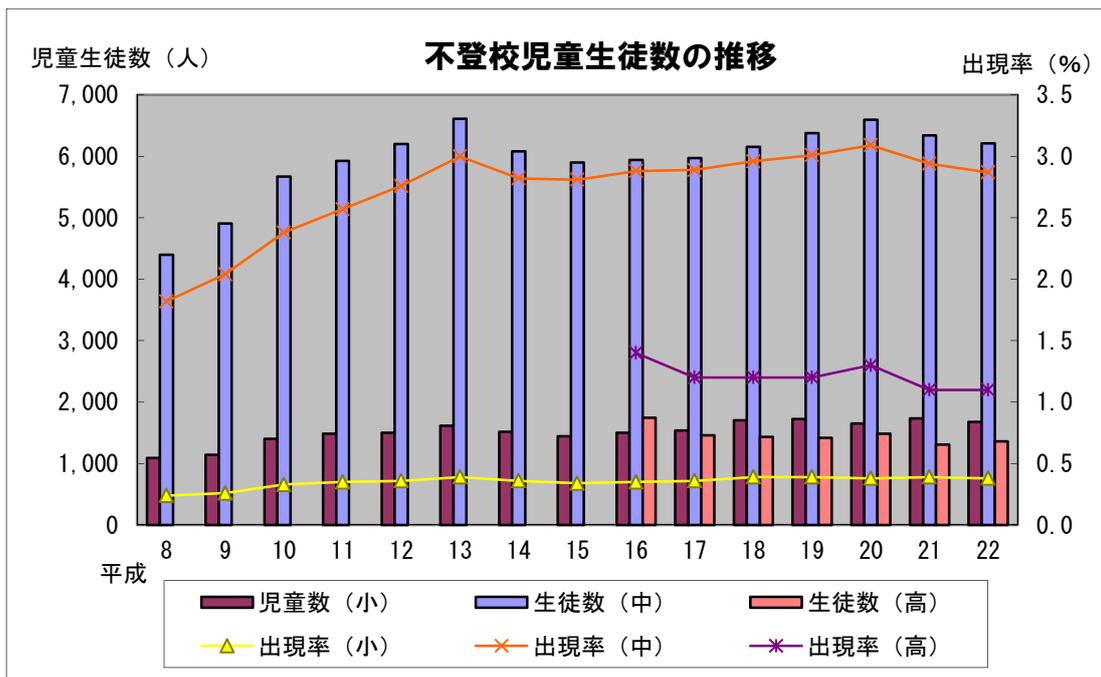
いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、自己や他の人を傷つけたりする背景ともなる深刻な問題であるが、いじめ認知件数や、不登校の出現率は依然として多く、まだまだ憂慮すべき状況にある。

このため、児童生徒が様々な人と関わりあい豊かな人間関係を築くための取組を進めるとともに、児童生徒の不安や悩みに気づき、問題行動に陥る前の小さな変化を見逃さない学校体制づくりを進めるなど、未然防止と早期発見に向けた取組の充実を図った。

また、スクールカウンセラーを各学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、保護者・教員への助言を行うとともに、ボランティア相談員による電話相談や、家庭教育コーディネーター、教員志望の大学生などによる訪問相談・支援を行い、いじめや不登校、ひきこもりなどに悩む児童生徒や保護者に対する相談活動の充実を図った。



※ 18年度から、いじめの定義が変更され、発生件数は認知件数となった。いじめの範囲が拡大されたことにより、件数が急増した。
 ～平成17年度：自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの
 平成18年度～：当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの



※高等学校については平成16年度から調査を実施

■ 未然防止と早期発見に向けた取組の充実

＜主な取組・成果＞

◇ 地域にはたらきかける学校づくり推進事業(再掲)

実践指定園・校(幼稚園2園、小学校6校、中学校4校)において、家庭や地域の願いを取り込みながら、地域環境・自然環境に貢献する活動、地域の福祉に貢献する活動、地域の伝統文化・行事に貢献する活動等が積極的に実施された。(1(1)に記載)

◇ 県立学校アクティブチャレンジ事業(再掲)

地域貢献部門の研究校(高等学校8校、特別支援学校2校)において、地域との交流活動等を通して、ボランティア活動や体験学習等を実施した。(3(2)に記載)

◇ 不登校対策実践研究事業

不登校、暴力行為、いじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行った。

- ・「低年齢化・多様化する問題行動の早期発見・早期対応～生徒指導サポートコーディネーターを活用した対応マニュアルの開発～」をテーマに調査研究を実施

推進地域：日進市・蒲郡市

県から派遣する生徒指導サポートコーディネーターの助言の下、児童や教職員を対象にしたアンケートにより、児童の状況把握をするとともに教職員の生徒指導上の問題意識を把握し、教師集団を核とした校内の生徒指導体制づくりを進めた。

また、大学教授、主任児童委員、家庭教育相談員、医師、適応指導教室職員等、地域の人的資源をサポートメンバーとして活用し、警察、適応指導教室、市健康福祉部局等、関係機関とのネットワークを生かした学級・学校づくりを進めた。

教師が「見る」「関わる」「つなぐ」意識をもって児童生徒に関わることが、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につながるということが明らかになり、その際の対応のポイントや指導の流れを「小学校における問題行動早期対応の手引き」としてまとめ、県内に Web 配信した。

〈今後の課題・方向性〉

不登校、暴力行為、いじめ等の問題行動については、その要因が複雑化・多様化する一方、学校現場は、年々若い教員が増えている状況にある。

そうした中、問題行動への対応は、当該児童生徒に直接関わる一部の教員のみで対応するのではなく、学校全体で取り組むという意識改革と、そのための体制づくりが必要になっている。

そこで、日々の指導や研修に活用することを意図して作成した「小学校における問題行動早期対応の手引き」の各学校における積極的な活用を図るとともに、その有効性を検証していく必要がある。

また、各学校に派遣されているスクールカウンセラーが、問題を抱えた児童生徒やその保護者との個別の対応のみならず、学校の生徒指導体制づくりにどのように効果的に関わっていくことができるのかについて、より研究を深める必要がある。

■ 相談体制の充実

〈主な取組・成果〉

◇ スクールカウンセラー設置事業

カウンセラーを各学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、保護者・教員への助言等を行うことにより問題行動の解決及び未然防止に取り組んだ。

特に、高等学校で不登校となる生徒は、背景に多様かつ複雑な問題を抱えており、復帰できないまま中退に至るケースも多い。早い段階から心の専門家による支援ができるよう、相談を必要とする生徒の多い高校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向のある生徒等の相談体制の充実を図り、中

退防止につながっている。また、平成22年度からは、新たに入学以前から人間関係や家族の問題等、悩みを抱えている生徒が多数在籍する夜間定時制課程に専任のスクールカウンセラーを2人配置し、相談活動に当たっている。

小学校：拠点校161校（対象校556校）

中学校：304校（全校配置）

高等学校：拠点校30校（対象校56校）

各学校では、スクールカウンセラーを活用した相談体制づくりが進んできており、平成22年度と比較し、小学校、中学校、高等学校いずれも相談件数は増加し、不登校やそのおそれのある子どもの早期発見、早期対応につながっている。

- ・ 小学校相談数：33,318件（22年度：24,738件）
主な相談内容：心身の発達12,498件、不登校5,788件
- ・ 中学校相談数：67,819件（22年度：59,200件）
主な相談内容：不登校28,108件、心身の発達11,082件
- ・ 高等学校相談数：6,123件（22年度：4,430件）
主な相談内容：学校不適応1,129件、友人問題910件

小・中学校では、スクールカウンセラーのアドバイスを参考にして、友人関係で悩んでいる児童生徒の心が安定してきた学校〔小学校67.1%（22年度：65.3%）、中学校79.9%（22年度：76.2%）〕や、不登校児童生徒の保護者の心が安定してきた学校〔小学校62.7%（22年度：59.0%）、中学校83.9%（22年度：82.2%）〕、学校体制で相談ができるようになった学校〔小学校72.7%（22年度：70.1%）、中学校66.4%（22年度：64.7%）〕が増えてきており、学校復帰や欠席数減少、別室登校などよい方向への変化も見られている。〔小学校56.0%（22年度：約56.8%）、中学校57.3%（22年度57.0%）〕

高等学校では、スクールカウンセラーによる教員を対象としたケーススタディ〔154件、689人（22年度：175件、654人）〕など、研修の充実を図っている。ケーススタディでは、問題を抱える生徒の事例を基に、生徒との面接の内容を検討したり、関わり方を話し合ったりした。スクールカウンセラーの見立てや助言は、教員が見通しをもって相談活動に取り組むことができるとともに、スクールカウンセラーと連携して対応することにより教員の指導力の向上につながった。

◇ 特別支援学校心のケア指導力向上事業

県立特別支援学校における児童生徒の思春期の悩みや学校不適応などに適切に対応し、心のケアに関する指導力の向上を図るため、事例をもとにしたワークショップやケース会議、講演会を各学校年間5回程度実施した。

ワークショップやケース会議を実施した学校においては、教職員だけでなく保護者も交えて相談を行ったことで、心のケアに関する保護者の関心が高まり、児童生徒のメンタルヘルス向上への指導につなげることができた。また、講演会を実施した学校においては、参加者が様々な課題に対する具体的な支援策を学んだ。

◇ 24時間いじめ電話相談（いじめほっとライン24）

いじめ相談専用電話を通じて、臨床心理士や相談業務に経験があるボランティア相談員が、いじめ問題に悩む子どもや保護者のなどの相談に24時間応じた。

また、子どもやその保護者が、教育委員会及び学校の対応を希望する場合は、電話相談員から該当部署に連絡を取り、迅速で適切な対応を行った。

電話相談員から対応策等の助言を得て、心の安定が見られるなどの効果があがった。

- ・電話相談の総数：10,197件
いじめ：201件
いじめ以外：9,996件
- ・相談者：保護者、当事者の子どもあるいはその友人など



相談窓口紹介カード

◇ 家庭教育コーディネーター設置事業

不登校を中心とする家庭教育上の問題を抱える家庭を訪問し、当該児童生徒及び保護者の相談・支援を行った。また、新たな取組として、子育てネットワーカーとともに、子育てサークル、幼稚園・保育所、小・中学校へ出向き、乳幼児から小・中学生の保護者を対象に家庭教育研修会を行った。

- ・県教育委員会事務局1人、各教育事務所・支所に計16人の家庭支援コーディネーターを配置
- ・相談人数：152人 相談回数：3,781回
- ・研修会実施回数：78回 研修会参加人数：4,007人

家庭教育コーディネーターが、相談のあった家庭に教育的観点から繰り返し相談を行った結果、子どもが適応指導教室*に行くようになったり、勉強について興味を示し登校に前向きな意欲がみられたりするなどの、好転した事例が数多くあった。また、家庭教育研修会は多くの参加者から「子育ての不安が解消された」「親の在り方、心構えがわかった」との感想が寄せられるなど好評を博した。

* 適応指導教室：

市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室

◇ **ホームフレンド活動事業**

家庭教育コーディネーターの助言の下、不登校児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣することにより、児童生徒の心の安定を図った。

- ・家庭教育コーディネーターの助言のもと小・中学生を対象に家庭訪問
- ・活動員：教育分野への就職を目指す大学生 16人
- ・訪問人数：39人、訪問回数：419回

家庭を直接訪問し、話し相手、遊び相手となることを通して、不登校児童生徒が徐々に心を開くようになり、適応指導教室や学校の相談室等へ行けるようになるなど好転した事例も数多くあった。

◇ **ひきこもり対策事業**

不登校等がきっかけになり、ひきこもり状態に陥った者やその家族を、相談や家族教室につなぐとともに、ひきこもり支援サポーターが家庭を訪問するなど、社会的自立へと導く事業を実施した。また、ひきこもり相談窓口の周知のためのパンフレットを作成した。

- ・ひきこもりの相談対応（電話、面談、メール）
- ・家族教室の開催（県保健所や精神保健福祉センター）
- ・ひきこもり者を支援するサポーターの研修、希望家庭への訪問等
- ・地域継続支援ネットワーク会議開催

電話、面談による相談、メール相談等の相談件数は、平成22年度1,729件、23年度1,684件であった。

また、訪問を希望する家庭の要請に応じ、延べ77人の対象者に対しひきこもり支援サポーターの派遣を行った。

県保健所を核とした地域継続支援ネットワーク会議では、不登校者が卒業後も途切れることなく、地域で支援を受けられることを目的として、教育関係者及び地域関係者による連絡調整を図っており、事例検討も含めて支援者の顔が見える関係が構築されてきている。

◇ **子ども・若者育成支援ネットワークの推進**

子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）及び「あいち子ども・若者育成計画2010（平成22年3月策定）」に基づき、ニート、ひきこもり、不登校等、困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を送れるよう、市町村において、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護等の各分野における公的機関・民間団体等が連携して支援を行うネットワークの整備促進を図った。

- ・地域で活用できる子ども・若者支援マップや子ども・若者支援プログラムの作成など先進事業を4地域に委託
- ・子ども・若者育成支援ネットワーク構成員研修の実施
- ・普及推進会議の開催

〈今後の課題・方向性〉

中学校で不登校となっている生徒数のうち、小学校6年生から引き続いていない生徒は全体の28.5%となっている。また、中学生になると不登校、暴力行為などの問題行動が増加する傾向があることから、小学生の早期からの継続した相談活動の充実が重要であり、これまで以上に、よりきめ細かい相談活動を進めるとともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡大するなどの相談体制の強化が必要である。

また、高等学校においては、不登校のみならず、うつ状態になったり、自傷行為を繰り返したりする生徒等、専門的な知識と経験が必要な事例が増加しており、これらの生徒への対応も含め、スクールカウンセラーの配置を拡大し、相談体制の強化を図ることが必要である。

このほか、いじめや不登校などに悩む児童生徒や保護者に対する相談体制を充実するため、ボランティア電話相談員に対する研修や、家庭教育に関して不安や悩みを持つ保護者に対する研修、行政機関や民間団体など相談窓口の更なる広報を実施していくとともに、家庭教育コーディネーターやホームフレンド、ひきこもり支援サポーターによる地域の関係機関と連携した相談活動を継続していく必要がある。

(4) 幼児教育の充実

幼児期は、生きる力の基礎を培う重要な時期であることから、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るための教員研修や交流活動、地域で子どもを育てる体制づくりを推進するための交流体験活動を実施した。

また、教育と保育の一体的な提供を行うため、地域の実情に応じて、認定こども園の創設等を支援することにより、幼稚園・保育所等による子育て支援の充実に取り組んだ。

このほか、愛知県幼児教育研究協議会において、本県幼児教育に関する諸問題について研究協議し、全ての幼児が質の高い教育を受けることができるよう、「幼児教育の指針」の平成24年度策定に向けた検討を進めた。

■ 幼稚園・保育所等と小学校との連携強化

<主な取組・成果>

◇ 幼・小・中学校教職員研修

幼稚園の新規採用教員に対して、幼稚園教諭としての職務に必要な事項に関する研修を実施するとともに、在職期間が10年を経過した全教員を対象に行う10年経験者研修において、異校種の学校(園)を訪問し、校種の連携や地域連携の在り方等、教育を幅広くとらえる研修を実施した。

参加した幼稚園教諭からは、「小学校に向けて幼稚園でどのように関わっていくことが大切か、考えるよい機会になった。」小・中・高の教諭からは、「幼児が自分で考えて行動できる関わりから、体験から学びにつなげる教育であると実感した。」などの感想があった。

◇ 地域にはたらきかける学校づくり推進事業(再掲)

実践指定園・校(幼稚園2園、小学校6校、中学校4校)において、家庭や地域の願いを取り込みながら、地域環境・自然環境に貢献する活動、地域の福祉に貢献する活動、地域の伝統文化・行事に貢献する活動等が積極的に実施された。

毎年1回実施される幼稚園教育担当者連絡会において、幼稚園長や幼稚園を所管する市町村教育委員会担当指導主事、関係教育事務所指導主事に対して、幼稚園や学校の実践事例を紹介した。(1(1)に記載)

<今後の課題・方向性>

幼稚園の新規採用者研修や異校種体験研修等の内容を充実し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続と、互いの教育の内容の理解を深めていくとともに、

幼稚園と小学校との交流活動等の取組について、幼稚園教育担当者連絡会を通じて紹介し、市町村における幼児教育の充実を図っていく。

■ 幼稚園・保育所等による子育て支援の充実

〈主な取組・成果〉

◇ 命をはぐくむ推進事業(再掲)

地域自殺対策緊急強化基金により、地域や家庭において「命をはぐくむ」ことを目的とした、子育て理解促進のためのふれあい体験や、交流会の実施、「親の学びの機会」を保障する取組、子育てに役立つ情報提供等の取組を、子育てネットワーカー等の家庭教育支援者（団体）と協働して実施した。

- ・「命をはぐくむ」地域で子育て協働事業の委託(6団体)
- ・「命をはぐくむ」家庭教育支援フォーラムの開催(参加者178人)

「命をはぐくむ」地域で子育て協働事業のなかで、保護者自身が子どもと過ごす楽しさを味わい、親子のふれあいの大切さや子育ての楽しさを感じて、親子の絆を深めていけるよう、幼稚園における父親の保育参加体験や、親子で一緒に幼稚園の絵本ライブに参加する取組などを実施した。

(1(1)に記載)

◇ 認定こども園*の整備支援

子どもを安心して育てることが出来る体制整備を行うため、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の創設等を支援した。

就労女性の増加や、就労形態の多様化が進むなかで、認定こども園の創設等を支援することは、保護者の就労の有無にかかわらず、保育所でも学校教育が受けられたり、幼稚園でも長時間保育が受けられたり、子どもが通園していない家庭でも育児相談などの子育て支援が受けられたりできるようになり、地域の実情に応じた柔軟な子育て支援の体制整備を進めることができた。

- ・認定こども園整備事業費補助
平成23年度 2か所（幼保連携型 1か所、保育所型 1か所）
- ・認定こども園の認定状況（平成24年3月31日現在）
14園（幼保連携型 10園、保育所型 4園）

*認定こども園：

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行を受けて平成18年10月1日からスタートした制度で、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」をあわせ持つ施設が認定される。

認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う「幼保連携型」、認可幼稚園

が保育所的な機能を備える「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的な機能を備える「保育所型」、幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、認定こども園としての機能を果たす「地方裁量型」がある。

＜今後の課題・方向性＞

家庭教育支援者(団体)との協働により、地域で子どもを育てる体制づくりを進めるとともに、地域や保護者の保育参加を積極的に促すための事業内容を工夫していく必要がある。

また、認定こども園の整備支援については、今後の国の動向に注視しながら、地域の実情に応じた子育て支援を充実していく必要がある。

■ 幼児期の教育の在り方の検討・策定

＜主な取組・成果＞

◇ 幼児教育の指針の検討

愛知県幼児教育研究協議会において、「愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考えるー幼児教育の指針の策定に向けてー」を協議した。

その報告書の中で、目指す「あいちの人間像」を実現するための基盤として、「自らを高めること」と「社会に役立つこと」の視点から、「幼児期に育てたい力」を掲げ、これを推進するための3つの重点目標と、具体的な取組について示した。

- ・ 「幼児期に育てたい力」を培う幼児教育を推進するための重点目標
 - ① 幼児教育の充実
 - ・ 生活や遊びを通じた発達の支援
 - ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進
 - ・ 特別支援教育の推進
 - ② 保育者の資質及び専門性の向上
 - ・ 研修内容の充実
 - ・ 研修体制の充実
 - ③ 家庭や地域社会との連携の推進
 - ・ 家庭教育への支援
 - ・ 地域で子どもを育てる機運の醸成

＜今後の課題・方向性＞

県の幼児教育の在り方について協議を深め、平成24年度に幼児教育の指針の策定を行い、幼児教育関係機関等へ周知を働きかけていく。

(5) 福祉教育の推進

ノーマライゼーションの理解の実現に向け、地域と連携しながら、体験活動や、高齢者・障害者との交流、ボランティア活動を行ったり、高等学校と養護学校高等部とが日常的な交流や行事交流を行うなど、交流・ボランティア活動の推進に取り組んだ。

このほか、教科「福祉」や、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターが行う福祉実践教室、体験学習、福祉読本の活用などを通じて、社会福祉に貢献できる人材の育成に取り組んだ。

■ 交流・ボランティア活動の推進

〈主な取組・成果〉

◇ 地域にはたらきかける学校づくり推進事業(再掲)

実践指定園・校(幼稚園2園、小学校6校、中学校4校)において、家庭や地域の願いを取り込みながら、地域環境・自然環境に貢献する活動、地域の福祉に貢献する活動、地域の伝統文化・行事に貢献する活動等が積極的に実施された。(1(1)に記載)

◇ 県立学校アクティブチャレンジ事業(再掲)

地域貢献部門の研究校(高等学校8校、特別支援学校2校)において、地域との交流活動等を通して、ボランティア活動や体験学習等を実施した。(3(2)に記載)

◇ 高等学校と養護学校高等部の併設

桃陵高校と半田養護学校桃花校舎(大府市)で、給食交流などの日常的な交流や学年交流、学校行事(体育祭、文化祭、合唱コンクール、球技大会等)、生徒会活動、部活動等での交流を実施した。

また、宝陵高校と豊川養護学校本宮校舎(豊川市)で、生徒会活動を通してクラスマッチ、体育大会、文化祭等の行事交流及び日常生活における清掃活動、美化活動等の交流を行った。

高等学校と養護学校高等部とが日常的に交流することで、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、生徒の人権意識が高まるとともに、双方の理解が深まった。

また、養護学校の生徒においては、交流を通して様々な経験を積んだことで学校生活に対する自信が深まり、主体的に取り組む姿が見られた。

両校の生徒は、日常の学校生活の中で互いに相手を尊重し、自然なかたちで相互理解が進んでいる。

◇ **居住地校における交流・共同学習の推進(再掲)**

愛知県立ひいらぎ養護学校が、小学校4校と連携して推進会議を設置し、交流及び共同学習を効果的に実施するための方法・内容等について、検討した。(3(7)に記載)

◇ **今後の課題・方向性**

交流・ボランティア活動を、地域と一体となって計画・実践するとともに、実践指定園・校や研究校の成果を他の学校へ普及していくことが必要である。

また、高等学校と養護学校高等部が日常的に交流することで、学校生活全体をとおして生徒間の自然なつながりが生まれることなどを、ホームページ等を活用して引き続き情報発信していく必要がある。

■ **社会福祉に貢献できる人材の育成**

◇ **主な取組・成果**

◇ **教科「福祉」を通じた地域福祉を担う人材の育成**

高等学校福祉科、総合学科福祉系列、普通科福祉実践コース設置校において、教科「福祉」を通して、将来の地域福祉を担う人材を育成した。

◇ **福祉教育充実のための社会福祉協議会の活動支援**

学校、企業、地域の子ども会など様々な団体が協働し、子どもと大人がともに地域福祉を推進するため、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターが行う福祉実践教室や体験学習、福祉読本の作成等の活動を支援した。

- ・福祉実践教室 956校
- ・福祉読本「ともに生きる」の作成・配布
(県内公立小学校の5年生全員を対象に配布)
- ・県内ボランティア登録者数：平成23年4月1日現在：237,496人
(平成22年4月1日現在：210,334人)

◇ **認知症サポーター養成講座の開催**

認知症の人やその家族を家庭で支える社会の推進を図るため、各市町村において小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい理解を普及啓発した。

- ・小中学生対象認知症サポーター養成講座開催市町村数：
平成23年度 15市町村(平成22年度 10市町村)

＜今後の課題・方向性＞

引き続き、教科「福祉」を通して、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成していく必要がある。

また、県内のボランティア活動が継続的に行われるためには、活動の中核となる愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターの存在が重要であるため、各世代に対する福祉教育プログラムの企画・展開など、ボランティアセンターが行う地域の福祉教育活動に対して、県が引き続き支援していく必要がある。

(6) 安全教育の推進

子どもたちが主体的に安全なまちづくりに取り組んでいく活動の支援や、体験型防犯教室の開催、教職員を対象とした安全教育に関する研修会の開催、児童生徒に対する防災意識の啓発活動など、実践的な安全教育の充実に取り組んだ。

また、高校生を対象とした防災セミナーを大学と連携して開催することにより、災害発生に備えた人材の育成に取り組んだ。

■ 実践的な安全教育の充実

<主な取組・成果>

◇ 子どもの安全確保推進事業等

防犯意識や危機回避能力の向上を図るため、各警察署（水上署、空港署を除く44警察署）ごとに新たに防犯少年団モデル校（44校）を委嘱し、小学校5年生を中心に合計446人を防犯少年団員として任命した。

新たに任命した防犯少年団員等を対象として、基調講演や、防犯劇を盛り込んだ子ども安全アカデミー（参加・体験型防犯教室）を開催（8月9日）したり、少年団員らに対し、「こども110番の家」についての広報活動を行うことを通じて、防犯少年団員自身や下級生等が、防犯知識を習得するとともに、防犯意識を高めることができた。

このほか、小学校44校、中学校44校、高等学校26校を自転車安全運転利用モデル校に指定し、自転車教室の開催、交通危機マップの作成を行うことにより、交通事故のない社会づくりに参加する姿勢や態度を育てることができた。

◇ 防災教育推進事業

教職員の危機管理意識の高揚、児童生徒に対する防災教育や避難訓練を充実するため、防災教育指導者研修会を開催した。

教員対象の研修会を開催することにより、東日本大震災を教訓とした防災教育の在り方を考える機会とすることができた。

- ・ 県内公立小・中学校及び県立学校防災担当者等826人を対象
- ・ 大学院教授及びNPO法人による講演

また、地震防災教育パンフレットを作成し、児童生徒に配布することにより、地震に関する正しい知識を習得させ、津波被害を含めた防災意識を高めることができた。

- ・ 小学校低学年用、小学校高学年用、中学校用及び高等学校用の4種類を作成し、県内公立小・中学校、県立高等学校、県立特別支援学校の全児童生徒（名古屋市を除く）に627,600部を配布

このほか、平成23年3月に配布した「あいち学校安全マニュアル」を参考として、各学校における防災マニュアル等の見直しを働きかけた。

＜今後の課題・方向性＞

防犯少年団モデル校の拡大による子どもの安全リーダーの育成や、警察署が地域で行う防犯講話等の活動を通じた「こども110番の家」の拡充など、児童に対する防犯意識や危機回避能力の向上を図る活動を、より多くの子どもたちに推進していく必要がある。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災状況を踏まえ、巨大地震や豪雨災害等の自然災害に備えた防災意識啓発のため、教職員を対象とした防災教育や児童生徒に対する啓発資料の充実など、幅広い取組を推進していく必要がある。

■ 災害発生に備えた人材の育成

＜主な取組・成果＞

◇ 高校生防災リーダーの育成

防災に関する幅広い知識を持った人材や、地域防災を主体的に進めることのできる人材を育成するため、大学と連携して「高校生防災セミナー」を開催した。

- ・名古屋大学との連携により実施（県教委と名古屋大学が協定書締結）
- ・県立高校など30校の生徒合計125人を防災リーダーとして育成
- ・講義、演習（災害ボランティアの役割）、各校における啓発活動などを実施

高大連携「高校生防災セミナー」の開催により、将来の防災リーダーを養成することができた。

事後アンケートによれば、参加したほとんどの教員及び生徒が、防災について真剣に考えることができるようになり、周囲にも広めていきたいとの感想を持っていた。



高校生防災セミナーの様子

＜今後の課題・方向性＞

災害に対する知識や技術の習得などによる防災対応能力の向上を図るとともに、災害時に積極的にボランティア活動に参加しようとする心を育て、真に学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーを育成する必要がある。

効果指標の達成状況

◆全国学力・学習状況調査で「道徳性」「社会性」に関係する項目に肯定的に答えた児童生徒数の割合(小・中学校) ⇒全ての項目で全国平均を上回る。(毎年度)

23年度は、東日本大震災の影響により「全国学力・学習状況調査(文部科学省)」が見送りとなったため、比較する数値がない。

なお、調査対象が異なるため単純な比較はできないが、24年5月に実施した本県独自の「児童生徒への意識・実態調査」(対象:小学5年生、中学2年生)の結果から見ると、平成22年度全国調査における本県数値(対象:小学6年生、中学3年生)に対して、「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」「人が困っているときは、進んで助けていますか。」「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」という質問に肯定的に答えた児童生徒数の割合が、小・中学校ともに増加した一方で、「友達との約束を守っていますか。」という質問に肯定的に答えた児童生徒数の割合が、小学校において減少し、「近所の人に会ったときは、挨拶をしていますか。」という質問に肯定的に答えた児童生徒数の割合が、中学校において減少している。

	22年度 (全国調査)				24年5月 (県独自調査)	
	小学校		中学校		小学校	中学校
	本県	全国	本県	全国	本県	本県
学校で友達に会うのは楽しいと思いますか。	96.3%	96.5%	95.2%	95.0%	↗ 96.5%	↘ 94.3%
今住んでいる地域の行事に参加していますか。	65.9%	61.6%	33.9%	34.3%	↗ 76.1%	↗ 55.3%
学校のきまり(規則)を守っていますか。	89.7%	89.2%	90.8%	90.1%	— 89.7%	— 90.8%
友達との約束を守っていますか。	96.6%	96.7%	96.8%	96.6%	↘ 96.1%	— 96.8%
人が困っているときは、進んで助けていますか。	78.9%	79.6%	72.9%	74.3%	↗ 84.4%	↗ 79.0%
近所の人に会ったときは、挨拶をしていますか。	88.0%	89.9%	81.5%	83.9%	— 88.0%	↘ 80.4%
人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。	92.0%	92.0%	92.9%	92.7%	↗ 94.3%	↗ 93.3%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。	94.6%	95.0%	90.7%	91.1%	↗ 95.2%	↗ 92.5%

◆本県実施の調査で「道徳性」「社会性」に関する項目に肯定的に答えた生徒数の割合(高等学校) ⇒85%(27年度)

	21年度	24年度
	本県	本県
学校のきまりを守ることは大切である。	77.5%	90.5%
時間を守っている。	77.9%	87.7%

次に、高校生を対象として、24年5月に実施した本県独自の「児童生徒への意識・実態調査」の結果では、「学校のきまりを守ることは大切である」、「時間を守っている」という質問に肯定的に答えた生徒数の割合は、いずれも21年度を大きく上回り、27年度目標の85%を達成した。

今後も、生徒が主体となったモラル・マナーの向上に向けた取組や、集団活動・交流活動を充実し、さらなる道徳性・社会性の向上に取り組んでいく。